

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
A重油 第4四半期 74KL	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.28	朝日エナジー株式会社 愛媛県今治市古谷甲548-1	一般競争入札(政府調達)		¥4,570,560					
複合機賃貸及び保守(看護部、医局、栄養)(3台 5年間)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.28	理研産業(株) 広島県東広島市西条中央7-3-59	一般競争入札		¥2,200,000					
洋雑誌年間購読	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.7	丸善雄松堂(株) 広島県広島市中区中町7-23 住生平和大通り第2ビル6階	一般競争入札		¥3,161,498					
洋雑誌年間購読	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.7	(株)紀伊國屋書店 広島県広島市中区千田町2-9-57	一般競争入札		¥2,250,868					
和雑誌年間購読	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.6	(株)井上書店 広島県広島市南区出汐1丁目4番10号	一般競争入札		¥1,069,534					

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
新治療棟ネットワークシステム(再リース)	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.26	大和電気工事株式会社 広島県福山市松浜町1-1-8	会計規程第52条第4項		¥3,862,080							
新外来治療棟ネットワーク機器保守	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.26	双葉工機株式会社 広島県福山市沖野上町4-24-25	会計規程第52条第4項(随指針18-2)		¥1,296,000							
院内ネットワークシステム運用保守	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長 竹崎 英一	H28.12.26	双葉工機株式会社 広島県福山市沖野上町4-24-25	会計規程第52条第4項(随指針18-2)		¥103,680,000							
ヘッドレストシステムセット	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長 竹崎 英一	H29.1.18	小西医療器株式会社広島営業所 広島県広島市西区商工センター二丁目1番2号	会計規程第52条第5項及び契約事務取扱細則第17条の3第2号の規定による随意契約		¥1,440,000							
読影用クライアント端末	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長 竹崎 英一	H29.1.18	PSP株式会社 東京都港区西麻布四丁目16番13号	パッケージソフトウェア等、製造者による固有の仕組み(著作権)が備わっているシステムであり、他の業者に保守・修理を行わせると安定的な稼働が担保されないため		¥3,110,400							
検診台	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長 竹崎 英一	H29.1.16	ティーエスアルフレッサ株式会社東広島支店 広島県東広島市三永3丁目17番17号	会計規程第52条第5項及び契約事務取扱細則第17条の3第2号の規定による随意契約		¥1,566,000							

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。